広報 松之山

第12号

発行所
松之山町役場
電話(松之山)110・111番
印刷所
中央印刷所

追加予算

東川教員住宅増築など

台風の被災者に見舞金を

九月の定例町議会は二十六日町役場で開催され、一般会計追加予算の審議及び副議長などの選挙を行なった。また十八号台風による被災状況を検討した結果、被災がとくに長しかった家庭に対して見舞金を送ることをきめた。

今回の追加予算の財源は ④八四万円　東川教員住宅増築工事費。

各種事業に対する県補助金及び地方交付税によってまかなわれる。主な支出内容はつぎのとおりである。

①三六万円　森林組合集材機械購入費。

②七四万円　大豆生産改善定額の耕耘機二台及び附属品代。

③四〇万円　十八号台風被害により学校補修費。

副議長江口氏
総務文教委員長に久保田政治（天水島）
同副委員長に山岸　石松（新山）
産業委員会副委員長に田辺　博（光荘）
議会推せん農業委員に早川　数市（北浦田）
一部事務組合議会議員の教育委員に
海沢宏平次（湯の島）
国定資産評価審査委員に
也川　三郎（湯原）
久保田政治（天水島）
高沢與治郎（湯の島）
樋口　喜蔵（中尾）

江口　正雄（曽根）

九月二十六日の町議会で、副議長江口氏死去により補選をはじめ、各委員の一部異動、教育委員、農業委員などの選任を行なった。

農産物品評会

毎年多数の出品を得て盛大に開催されている農産物品評会は十月二日役場で開催されることになった。

新しい農業委員の初会議は十月二日役場で開催され会長、副会長などをつぎのとおり選挙した。

会長　樋口　藤夫
副会長　樋口　幸雄
県農業会議議員　相沢　温雄
委員
小口　銀蔵（松之山）52
布施　隆治（黒倉）58
高沢　佐平（大荒戸）55
日辺　一夫（新田）44
瀬井　政雄（五十子平）54
樋口　多市（中尾）46
佐藤　善春（天水越）32
村山　平吉（坂の下）35
小野瀬覚治郎（布川農協）55
佐藤　正義（浦田農協）

任・上の山）69
高橋　重次（松之山農協）
任・天水島）41
早川　数市（町議会推せん・北浦田）43
也川　虎次（共済組合）
任・湯原）63
樋口　勝夫
（前委員長・兎口）33
樋口　幸雄（田場）40
中沢　逸雄（松之山農協）
選任・小谷）45

農業委員会の主な仕事

①農地等の利用についてのあっせん、事務協力。

②家族分合のあっせん、農地事情の調査。

③農業及び農村について振興計画の樹立及び推進。

④農業技術の改良、農作物の病虫害の防除、農業経営の合理化及び農民生活の改善。

⑤松之山農業の合理化、農業経営の改善。

⑥農業及び農民に関することについて農業及び農民に関する事項について行政庁へ建議、諮問に対して答申。

農業関係

⑦農業生産、農業協同及び農民生活に関する調査。

⑧農業及び農民に関することについて農業及び農民に関する事項について行政庁へ建議、諮問に対して答申。

十八号台風の被害

大破は住家七戸、非住家六戸

十八号台風の襲来は、松之山町民にやく五年の大被害を与えた。とくに小谷、大荒戸、下川手地域の住家に対する被害は大きく、三棟ではこわれるまでにひどくやられた家庭に対して見舞金を送ることになった。

被害程度はつぎのとおりで総額三千万円と推計している。（役場調査）

大破　住家　七戸
非住家　六戸
学校関係六〇万円

10・11月の行事など

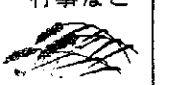

一〇月八日　松之山中学校舎増築上棟式
九日　収入祭、総務課長会議
一〇日　浦田中学校体上棟式
一〇～一五日　農業土木課品評会
一五日　奇田地区戸籍臨議会で戸籍事務の近代化などについて（高山市）
二〇日　マッシュルーム加工講習会（松之山農協）
二〇日　県特産課主催で
一七～一九日　産業土木課で農業倉庫の測量
二〇日　農業労働力調整協議会で農業倉庫の測量
二〇日　農業委員会が中心となって
二〇日　浦田保育所開園式
二一日　松之山保育所開園式
一五日　天水島保育所開園式
二〇日　奇田地区戸籍臨議会で戸籍事務の近代化などについて（高山市）
二〇日　マッシュルーム加工講習会（松之山農協）
県特産課主催で
一七～一九日　産業土木課で農業倉庫の測量
二〇日　農業労働力調整協議会で農業倉庫の測量
二〇日　農業委員会が中心となって
二〇日　浦田保育所開園式
二一日　松之山保育所開園式
一五日　天水島保育所開園式
二〇日　奇田地区戸籍臨議会で戸籍事務の近代化などについて（高山市）
二〇日　マッシュルーム加工講習会（松之山農協）
県特産課主催で
一七～一九日　産業土木課で農業倉庫の測量
二〇日　農業労働力調整協議会で農業倉庫の測量
二〇日　農業委員会が中心となって
二〇日　浦田保育所開園式
二一日　松之山保育所開園式

▽税務協議会で改正税法などについて説明会
▽松之山町社会福祉協議会（役場で）
▽都治山林道協議会（役場で）
▽全国町村議会議長会に村山議長出席の予定
▽一〇月下旬から十二月上旬までジャリヤ、百日咳の予防接種、学童以下のツ反と種痘

大豆の生産改善

町有耕耘機二台を購入

国内大豆の需給状況は輸入については、関税の引上げも考慮して国が負担することになっています。本町では松之山農協内を地区としては東北であるといわれている二〇〇ガロンの耕耘機二台を購入します。現在輸入大豆の価格は米国、小谷、大荒戸、下川手の四部落を選定、これは米国産は一俵二、五〇〇円程度でありますが、七月から貿易が自由化されたのでこのままでは底値安い外国産大豆が輸入されて、国内産大豆は価格の面で圧迫をうけることが予想されます。このことは大豆を生産販売している農家にとっては脅威であり不安があるといえましょう。ここに本対策事業実施の所以がある訳です。そこで国は大豆の生産地帯及び今後生産が期待される地帯に対して地域を指定し、大豆をめぐる諸問題に対処するよう大豆生産改善対策事業として実施することになりました。

光荘、小谷　大荒戸
下川手を指定

新潟県では六町村が指定され本町もその中に含まれています。この事業は大豆の増産、多収穫培を行って生産性の向上を図ることを目的としていますが、そのため耕耘機二台を購入し、適地として認められた地域の部落に対して貸付け、共同利用することになっています。共同利用については、共済組合の保険制度あり、共済組合の保険制度あり、共済組合の保険制度あり

どっと六千五百俵

早場米のトップは坂下の村山さんの六六俵

早場米の第一期は十月五日締切られ各農協管のトップは松之山坂下（坂下）の六六俵、森橋新一郎（島）三五俵、小野塚新一郎（東川）一五俵、山口仁一郎（黒倉）三八俵であった。

室戸台風のため締切り日が五日間延長されたこともあって、四農協の合計で六千五百俵が出荷された。昨年同期にくらべ四千四百俵も多く各農協倉庫では積み込みや、代金の精算事務に大わらわであった。

各長等別の集荷状況はつぎのとおりであるが品種別には早晩早生が約八〇%を占め、又検査の等級別構成は昨年とほぼ同様であった。

各農協の集荷数（カッコ内は昨年同期）

松之山　二八八三（二〇〇一）
布川　九四一（一一五八）
浦田　一八六〇（三六四）
松里　八一〇（三六四）
計　六四九八（二一〇三）

等級別の構成

一等　一一%（一九%）
二等　四二%（四八%）
三等　四二%（二九%）
四等　五%（一四%）

食糧事務所砂田さんは

ことしは米がこえているし、乾燥も上々です。はじめ調製不良で正規してもらったものもありましたが、金銭的には優秀におねがいします。出席する費用は約一万円かかりますので町民各位から募金を

影響もあってこんな好条件ばかりというわけにはいかないでしょう。

原水協から

今年の松之山町原水協はさきにお知らせ致しましたように、役員会では

一、世界大会に代表を出す
一、平和行進に参加する。
一、原水協の旗をつくる。
一、人道主義のもとに皆んなが参加出来るように運動する。

ことにきまりました。

今年の世界大会は益々おかりましたので、婦人会からも代表を選ぶのは無理でしたので中学校の関谷先生におねがいします。出席する費用は約一万円かかりますので町民各位から募金をおねがいすることになりましたが、婦人会では上越新聞社会報の慰設資金の募金を通園しており、その数一〇〇名におよび今ではすっかりやったばかりなので町の補助金をそれにあてて、あと

早場米の集荷　（大荒戸集荷所で）

【随　筆】

ちよっとした心づかいで

小見カズ（三省校教諭）

一家揃って健康な毎毎福」みの間にも一寸手を動かしなことはないと思います。猫つてきちんとした服装にどんなものを食べても美味しくいただけて常に明朗な生活を送ることが出来ます家族の者の健康に注意するようとした温い中に安眠出来人は誰でしょう。之は一家の主婦だと思います。多忙の中にも家族の皆のせめて肌着位は洗濯して清潔なものを着せるとか、お茶の

が、之も本当に大切だと思います。同じ人参一本でもいろいろのお料理の仕方のあるように家族全体の者がどうしたら日々の栄養がとれるかを考慮してみることも大切ではないでしょうか。

参観にまぎれて味噌汁にこうこ、しょうゆのみ位を食膳にならべられるのではないでしょうか。多忙中ならなおさらのこと栄養価のあらべて、家族の明日への活動力を養うべきだと思います。毎日の料理に工夫することとこそ最も大切だと思います。一家の中心は主婦だと思います。一寸のゆがけで環境衛生に注意したり料理の工夫をしたり動業を上手に作ったりすることによって、家族の者が幸福にたられるのではないでしょうか。幸福感満ちた笑顔で明るい松之山町をきずきあげていきたいものです。

すくすくと
のびゆく子らの
笑顔こそ
みるもたのしき
まなびやの道

郡の一位に

ミナ児コンタール

新潟県三子児コンタール郡予選は九月十八日大島幼稚所で行われた。

内第一位の表彰をうけた。又同日行われた赤ちゃんコンタール郡予選ではつぎの三人が入賞した。

天水島斎沢敏代（さいちん）松之山志賀誠一（しがのせ）中尾高橋まち子（松院）

滝沢渡さんはこの審査で郡がつづきするのはむずかしく今後も更に他地域でも開催の動きがあるところから町内で保母を確保することに当局の決断が望まれている。

拡がる季節保育所に

『保母さんやーい』

昨年発開始した松之山保育所は今春から松之山部落のほかに湯山、毛口、新山光間が参加し上川手からも通園しており、その数一〇〇名におよび今ではすっかりなれて、以前のように中途でかえる子供は一人もない。

浦田でも今春から開設され、その数は六十五名。

秋期には更に天水島部落の婦人会が主体となって開設された保育所は四十五名で、ここは他に比較して少いが地域的にも恵まれていない関係もあって子供達のよろこびようはよそでは見られない。

これら三農設の医療は二一〇名で保母は十二名であるから保母一名に園児十七名であり、これは精神的にも肉体的にも大へんな重労働であるが、保母がいないことが保育所の維持と発展に対して最大のガンで、ある保育所では他村から保母を頼んでいる。これではなんとかしなければならないこと。

失業保険というもの

（その二）

安塚公共職業安定所長　大島義平

次に失業保険金を受ける資格ですが、前述の失業者の条件と被保険者であった期間が離職前一年間に六ヶ月以上たければならないことになっております。この六ヶ月以上とは、同じ事業主に六ヶ月以上と言うことでなく、例えば三ヶ所の事業主に各二ヶ月以上勤務した場合でも該当する訳です。

支給される日数

この被保険者期間によって支給される月数に差別がついております。

被保険者であった日数	給付日数
6ヶ月～9ヶ月未満	90日
10ヶ月以上～5年未満（同一事業主に雇用された場合）	180日
5年以上～10年未満（同上）	210日
10年以上（同上）	270日

（季節的職務の事業所及び循環的に解雇する事業所へ就職した場合は除く）には就職支度金として、保険金日額の五〇日分若しくは三〇日を支給することになりました。この制度の公布された理由は受給者の方々に一日でも早く就職していただきたいためにたされたものであります。保険金を貰わなければ損だ、貰ってから就職口を探すと言うような人もなくなってきました。

又安定所の指示により公共職業訓練所（当部所近では高田、柏崎にあります）入所した場合、入所期間中保険金が支給されることになっておりますから、技能を身につけたい人は遠慮なく利用して下さい。

その外に安定所の紹介により就職するため、住居を移転しなければならない時は移転費を支給できることになっております。現在は他住旅費等の名目で就職先の事業所で支給されておりますので最近は該当者はない状況です。

秋を送る　—松之山部落で—

母親と教師の会

町連合婦人会は子供たち（幼児から青少年に渡るまで）の職業生活成長のために町内の先生方におねがいして話し合いの会をもった。

各支部とも盛大であったが、ある支部長さんは「話しの内容については不充分でありましょうし、また色々な点で落度もあったでしょうが、とにかく一致の人々が集って発言したことの意義を認めたいと思います。

集会では勉めて発言された人が三十三人もいましたが、

とのことを伝大へん有意義でした。これで終らせないで二回、三回と重ねたいで「話し合」と誓う。ある校長先生は「PTAの会議のふんいきとは全然違って、明るく伸び伸びとしており、活発で教育が多くてたまげたと先生方はどなたも言っていますが、婦人会もいいことを計画しましたね。」とのこと。

なお町連合婦人会会長の集会は十一月中、下旬の予定である。

出金は賃金の千分の十四

次にこの事業を経営していくための財源は、国が1/3を負担し、残りの3/4は保険料として事業主と労働者の方々より負担していただくことになっております。

失業保険は毎月労働者に支払った賃金（賞与等も含む）の千分の十四を納入しなければならないことになっております。

納入方法は年度初納制度になっており、賃金を支払った月の翌月末日までに郵便局又は日本銀行の代理店へ納入する訳です。

なお千分の十四の中約半分は事業主が負担することになっております。

次に日雇労働者ですが、失業保険法では日雇労働者とは次の項目に該当する人を言います。

①日々雇用される者

②三十日以内の期間を定めて雇用される者

前記の労働者は失業保険に加入しなくてもよいことになっております。

併し前記の労働者であっても同一事業主に三ヶ月に各月十八日以上、又は前六月に通算して六十日以上就労した場合はその翌月の最初の日から被保険者にしなければならないことになっております。

以上色々と申しましたが次の点にしぼられる訳です。

①加入の場合

安定所へ事業所設置届を提出する。

その外資格取得届を提出する。

③任意加入の場合

県知事へ任意加入認加申請書を提出する（安定所経由）

③保険料

毎月支払った賃金により保険料率を乗じて翌月末日まで、申告納入

④被保険者が離職、死亡等の場合

被保険者資格喪失届を安定所へ提出する。離職票が必要の場合はその時期として交付を受ける。

労働の意思、能力

働きに出られる環境か

⑤失業保険金等を受けられる場合

(1)労働の意志、能力があり、働きに出られる環境であること。

(2)被保険者期間として計算される月が離職前一年間に六ヶ月以上あること。

⑥日雇労働者を雇用する場合

最初の二ヶ月において各月十八日以上同一事業主に雇用された場合翌月の初めから被保険者にしなければならない。

以上失業保険法の概略を申し上げましたが、若し不審の点等ありましたら遠慮なく質問して下さい。

講　アルバム記念品に

成人式終る

九月十七日に成人式がおこなわれたが、前夜の台風の被害のために、去町成人若八十一名のうち二十七名（三十三%）が欠席。

予定の来賓、講師も町外の方は見えず、記念撮影を終って滝沢弥平次氏から約一時間半にわたって「成人された方々へのそむ」という話を伺った。最後に懇親会に入り町の政治、教育をつかさどる五十才以上の方々と若い世代がなごやかなうちに一時を過して解散した。

なお記念品として柳茶、アルバム、鏡の何れかの希望をつのったら次の結果になった。

柳茶はなし、アルバムは二十一名、鏡は三十四名